

知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月22日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

知多北部広域連合規則第5号

知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則(平成29年知多北部広域連合規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

事業名	事業の種類	1単位の単価	単位数
第1号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス	10,21円	1 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 1,176単位（1月につき） 事業対象者、要支援1（省令第2条第1項第1号の区分に該当する状態をいう。以下同じ。）の者、要支援2の者 週1回程度の利用
			2 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ） 2,349単位（1月につき） 事業対象者、要支援1の者、要支援2の者 週2回程度の利用
			3 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ） 3,727単位（1月につき） 事業対象者、要支援2の者 週2回程度を超える利用
			4 初回加算 200単位（1月につき）
			5 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）
			6 口腔連携強化加算 50単位（1月1回まで）
			7 介護職員等処遇改善加算 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 1から6までにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 1から6までにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 1から6までにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 1から6までにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1から6までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1から6までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

	訪問型サービスA	10.21円	<p>8 訪問型サービスA費（Ⅰ） 969単位（1月につき） 事業対象者、要支援1の者、要支援2の者 週1回程度の利用</p> <p>9 訪問型サービスA費（Ⅱ） 1,936単位（1月につき） 事業対象者、要支援1の者、要支援2の者 週2回程度の利用</p>
第1号通所事業	介護予防通所介護相当サービス	10.14円	<p>10 介護予防通所介護相当サービス費（Ⅰ） 1,798単位（1月につき） 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者</p>
			<p>11 介護予防通所介護相当サービス費（Ⅱ） 3,621単位（1月につき） 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者</p>
			<p>12 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）</p>
			<p>13 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）</p>
			<p>14 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）</p>
			<p>15 栄養改善加算 200単位（1月につき）</p>
			<p>16 口腔機能向上加算</p> <p>(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）</p> <p>(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）</p>
			<p>17 一体的サービス提供加算 480単位（1月につき）</p>
			<p>18 サービス提供体制強化加算</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <p>ア 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者 88単位（1月につき）</p> <p>イ 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者 176単位（1月につき）</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>ア 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者 72単位（1月につき）</p> <p>イ 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者 144単位（1月につき）</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）</p> <p>ア 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者 24単位（1月につき）</p> <p>イ 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者 48単位（1月につき）</p>

19 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（3月に1回を限度）
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

20 口腔・栄養スクリーニング加算

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（6月に1回を限度）
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（6月に1回を限度）

21 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

22 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ
10から21までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数（指定相当通所型サービス事業所の利用定員が19人以上の場合に限る。次号から第12号までにおいて同じ。）
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ
10から21までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ
10から21までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ
10から21までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
10から21までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
10から21までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ
10から21までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数（指定相当通所型サービス事業所の利用定員が19人未満の場合に限る。次号から第12号までにおいて同じ。）
- (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ
10から21までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ
10から21までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

			(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 10から21までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
			(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 10から21までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数
			(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 10から21までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
	通所型サービスA	10.14円	23 通所型サービスA費(Ⅰ) 1,187単位(1月につき) 事業対象者(週1回程度の利用)、要支援1の者
			24 通所型サービスA費(Ⅱ) 2,517単位(1月につき) 対象者(週2回程度の利用)、要支援2の者
			25 送迎加算 30単位(1回(片道)につき)
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント	10.21円	26 介護予防ケアマネジメントA費 442単位
			27 介護予防ケアマネジメントB費 434単位
			28 介護予防ケアマネジメントC費 223単位
			29 初回加算 300単位(1月につき) 介護予防ケアマネジメントA費の場合のみ
			30 委託連携加算 300単位(1月につき) 介護予防ケアマネジメントA費の場合のみ
			31 介護職員等処遇改善加算 26から30までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

備考 この表に掲げるもののほか、第1号事業に要する費用の額の算定は、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老局通知「地域支援事業の実施について」別紙)の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 改正後の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる第1号事業に係る第1号事業支給費について適用し、同日前に行われる第1号事業に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。